

報酬額表



行政書士法第10条の2第1,2項に基づく報酬額表

事件名	報酬額(税込)	摘要	
社会福祉法人等設立手続	2,200,000	登記申請手続は司法書士が行う	
NPO 法人 設立手続	220,000	〃	
建設業許可申請手続	新 規	220,000	難易度・煩雑度により加減有り
	般 特 新 規	165,000	〃
	許可換え新規	220,000	〃
	更 新	88,000	〃
	業 種 追 加	165,000	〃
	業 種 追 加 + 更 新	198,000	〃
	変 更 届	16,500~	〃
事業年度終了届	44,000	数期分 = 年度数 × 44,000円	
建設業経営事項審査申請手続	220,000	経営状況分析申請手続含む。	
官公庁入札参加資格審査申請手続	ちば電子調達システム	44,000	申請業種加算及び申請市町村数加算有り。
	国建設工事一元	77,000	申請団体数は問わない
	国物品委託等統一資格	55,000	
	その他紙申請	44,000	君津中央病院等
解体工事業者登録申請手続	55,000		
登録電気工事業者登録申請手続	55,000		
浄化槽工事業者登録申請手続	55,000		
宅地建物取引業免許申請手続	新 規	220,000	
	更 新	110,000	
	変 更	55,000	
	変 更 届	38,500~	難易度・煩雑度により加減有り
建築士事務所登録申請手続	新 規	165,000	
	更 新	82,500	
	変 更 届	16,500~	難易度・煩雑度により加減有り
	財務報告書	5,500	
測量業者登録申請手続	新 規	165,000	
	更 新	82,500	
	変 更 届	16,500~	難易度・煩雑度により加減有り
	財務報告書	5,500	

事件名	報酬額(税込)	摘要	
産廃収集運搬業許可申請手続	新 規	198,000	ただし、「積替・保管」を除く
	更 新	132,000	〃
	事業範囲変更	198,000	〃
産廃処分(中間処理)業許可申請手続	変 更 届	16,500~	難易度・煩雑度により加減有り
	新 規	550,000	難易度・煩雑度により加減有り
	更 新	275,000	〃
産廃中間処理施設設置許可申請手続	変 更 届	16,500~	〃
	改善報告書	33,000~	〃
	新 規	2,200,000	〃
一廃中間処理施設設置許可申請手続	変 更 許可	330,000~	〃
	軽微変更届	33,000~	〃
	新 規	2,200,000	〃
廃棄物再生事業者登録申請手続	変 更 許可	330,000	〃
	軽微変更届	33,000~	〃
	新 規	2,200,000	〃
古物商許可申請手続	82,500		
農地転用許可申請手続	165,000	難易度・煩雑度により加減有り	
農地転用届出手続	49,500	〃	
老人福祉法に基づく施設設置届出手続	220,000	介護保険関係事項相談・指導含む(社労士法2条3項)	
指定障害福祉サービス事業所指定申請手続	220,000		
住宅確保用配慮者居住支援法人指定申請手続	330,000	行政との事前協議等含む	
特定医療費(指定難病)支給認定申請手続	新 規	11,000	(千葉県及び他県等郵送申請)
	更 新	11,000	〃
	出張料	5,500	自宅・入院先等へ出張の場合1回につき
内容証明(請求・通知・回答・催告)作成	55,000	〃	
陳情書・請願書・要望書・願書作成	110,000	〃	
告訴状・告発状作成	110,000	〃	
契約書(売買・賃貸借・消費貸借等)作成	110,000	〃	
相談業務(単発)	5,500	一律・1時間内	
相談業務(顧問)	16,500	月額	

<その他の事項>

- * 上記報酬額には、消費税等を含む
- * 上記報酬額には、印紙代・証紙代・立替金等は含まない
- * 上記報酬額には、旅費・交通費等は含まない
- * 旅費・交通費は実費とし、別途加算される
- * 業務が長期にわたるときは、上記報酬額の30%~50%を着手金とする

- * 新規の依頼目録紹介以外の場合には、上記報酬額の80%以上を事前に預かるものとする
- * 印紙代・証紙代は、事前に預かるものとする
- * 上記に記載のない業務については、受託時において相談の上定める

千葉県行政書士会会員